

天石屋戸神話と大祓

工藤 浩

記・紀に記載された神話は、何らかの祭祀儀礼に基づいて形成された祭儀神話であると根強く考えられてきた。例えば、天孫降臨神話と大嘗祭もしくは天皇の即位儀礼との関係の論じられ方にその典型が見られる。

本稿で取り上げる天石屋戸神話についても、祭祀儀礼との関連という視点から多くの言及がなされてきた。これらの説は、当該神話の形成過程に日蝕^①・風神祭^②・大祓^③・鎮魂祭^④・大嘗祭^⑤などの祭儀の反映を見るところという共通した方向性を示している。

ところが近年、神話に祭儀の反映を見る従来の方法論を見直す必要性が唱えられており、記・紀の神話は、受容の過程で祭儀と結びつけられるのであって、本来は祭儀神話の性質を持つてはいないとの批判がある。天石屋戸神話についても、同様の視点から検討を加える必要があるように

思われる。ここでは、天石屋戸神話と祭儀としての大祓との関わりについて考えてみることにしたい。

一

先ず、記・紀のおのおのに記された天石屋戸神話の内容を、文脈の上から見きわめておくことにする。古事記と日本書紀本文とは、

- 一、スサノヲの乱行
 - 二、アマテラスの石屋隠れという不祥事の発生
 - 三、石屋戸前の神事によるその解決
 - 四、スサノヲへのチクラノオキドと神ヤラヒ
- の四段から成り立つ筋書きが一致している。天石屋戸神話が大祓の祭儀神話と見做された根拠は、一、四の部分が「六月晦大祓祝詞」の記事と共通点を持つことにあった。

特に一の乱行の内容の多くが「六月晦大祓祝詞」の「天津罪」と重なる点は、先に掲げた表からも窺われる。だが、当該神話の中心をなす二・三の部分には、スサノヲの姿は全く登場していない。アマテラスを石屋から招き出す三の神事は、大祓のそれとは必ずしも一致しておらず、諸氏の指摘のようにむしろ鎮魂祭との関連を認めるべき点が先ず問題となろう。ここでは、スサノヲに纏わる一の乱行と四のチクラノオキド・神ヤラヒの三点が、当該神話においてどのような意味を持つのかを確認してゆきたい。

古事記におけるスサノヲの乱行は、「屎麻理」に付された「大嘗を聞看す殿に」の表現によって、文脈上からは祭祀を妨害する行為と解すべきである。日本書紀でも、本文の「放屎」一書第二の「送糞」の箇所には「新嘗」「新宮」の語が記されており、同様に性格づけることができる。一書第三には祭祀の時と場を示す語が明記されていない。しかしながら、ここには省略を示す「云云」の表記があり、その指示する部分は、一書第二の「送糞」に関する記述と考えられる。したがってこの一書では「新嘗」「新宮」の語が省略されていることになるので、乱行の性質も祭祀の妨害として括ることができよう。一書第一のみ、スサノヲの行為の性質が明確に示されていないが、このことについてはチクラノオキドとの関連から考えてみたい。

チクラノオキドは、日本書紀一書第一・第二を除く三種の所伝に記載されている。一書第二では、スサノヲに対して「祓具を責る」との記述がある。この「祓具」はチクラノオキドと同義と見做される。ところで日本書紀の表現を見ると、

罪過を素戔嗚尊に歸せて、科するに千座置戸を以てして、
(本文)

罪を素戔嗚尊に科せて、其の祓具を責る。(一書第二)の如く、「千座置戸」・「祓具」が罪への対処としてスサノヲに科されていることが窺われる。一書第三には、乱行は罪と明記されていない。だが「云云」の指示する部分が先述のように考えられるとすれば、「千座置戸」はここでも祭祀妨害の罪に対して科せられたものと考えられるであろう。一書第一にはチクラノオキドに関する記述はない。それは、この一書の主眼が紀伊國の日前の神の起源を語ることにあり、スサノヲの行為にはさほど関心が払われなかったためであろう。そう考えれば、この一書では「逆剣」一種しか記載されない乱行の意味も不明確なまま、スサノヲの処遇についても一切言及されない理由も容易に理解されよう。

いっぽう古事記は「千位置戸」の語を記載しつつ、スサノヲの乱行を「罪」と規定していない。最近飯田勇氏がこ

の点に注目して、古事記はスサノヲの行為を個別の次元では制裁や刑罰の対象とはしていないという新しい読みを提示された^①。飯田氏は、罪を「神々を怒らせ共同体を危機に陥れる、ある実体^②」と定義し、当該神話の場合は「悪業の結果もたらされた、天照大神が石屋戸にこもるという事態^③」と捉える。更に、神ヤラヒを出雲國の肥河という「他界の水辺への祓^④」と意味づける。だが、この読み方ではチクラノオキドがスサノヲに科されたことを古事記が記す理由の説明がつかないのではないだろうか。先にもふれたようにスサノヲの乱行は、文脈上は祭祀を妨害する行為として書かれている訳である。古事記においてもチクラノオキドを科したのは、日本書紀と同様、乱行による祭祀妨害の罪に対する処分として考えなければならない。

神ヤラヒは、追放と解するのが通説だが、そこに刑罰的意味合いを認めるか否かで見解が分れている^⑤。このことも、乱行とチクラノオキドの読みとの関連から見ても必ず必要があるだろう。確認したように、チクラノオキドが乱行の罪に対する処罰であるなら、それが科せられた時点で罪の贖いは完了したことになるだろうから、結論的には神ヤラヒは刑罰と捉えるべきではないということになる。

古事記の文脈では、天石屋戸神話の主眼は、アマテラスのヒルメから皇祖神への転生を語ることにあるとの指摘が

ある。一方のスサノヲは、三貴子の一神に数えられながらも高天原の秩序から排斥され、次元の異なるクニの世界へと追いやられる存在として、あくまでアマテラスと対比的に描かれるのである。神ヤラヒの直接の原因は、乱行という行為にあるのではなく、スサノヲが生来高天原の主宰神としての資質を備えていなかったために他ならないであろう。従来、高天原で發揮されたスサノヲの暴虐性が、出雲では全く影をひそめてしまうことが指摘されている。

故、避追はえて、出雲國肥の河上、名は鳥髮といふ地に降りたまひき。

以下の、出雲に於けるスサノヲの言動からは、水の靈力による罪への償いという禊や祓へのニュアンスは全く読み取ることができない。このことは、神ヤラヒが罪に対する処罰とは全く別の発想によっている事情を如実に示しているのである。

日本書紀では、次に引用するように神ヤラヒの理由がより明確に記述されている。

素戔嗚尊の爲行、甚だ無狀し。(本文)

凡て此の諸の事、盡に是無狀し。(一書第二)

既にして諸の神、素戔嗚尊を嘖めて曰はく、「汝が所行甚だ無頼し。故、天上に住むべからず。亦葦原中國にも居るべからず。急に底根の國に適ね。」といひて、

乃ち共に逐降ひ去りき。

(一書第三)

「無狀」「無頼」とは、神ヤラヒの原因となった、天上界に君臨するに相応しからざるスサノヲの資質を示す表現と見られるのである。

二

次に、前節で見た記・紀の天石屋戸神話の内容に、祭祀としての大祓との対応が認められるかどうかを検討する。

神祇令では次に示すように、大祓を二本立てで行う規定がある。

凡そ六月、十二月の晦の日の大祓には、中臣、御祓麻上れ。東西の文部、祓の刀上りて、祓詞読め。訖りなば百官の男女祓の所に聚り集れ。中臣、祓詞宣べ。卜部、解へ除くこと為よ。(十八条)

凡そ諸国に大祓すべくは、郡毎に刀一口、皮一張、鉄一口、及び雑の物等出せ。戸別に麻一条。

其れ国造は馬一疋出せ。

(十九条)

十八条が朝廷で定例的に行なつたもの、十九条が民間の祓へに基づき、地方の国衙等で臨時的に行なわれたものと解されている。十九条の臨時的大祓が、天皇の病氣や災害などに際して行なわれたことを示す記録は日本書紀の天武条以降の部分に散見している。十八条に該当する記事は、續

日本紀の、

壬戌、大祓を廢む。但し、東西文部の解除することは常の如し。
(文武天皇大宝二年十二月)
が初見である。

これらの記事からは、大祓の祭儀の具体的内容は窺い知ることができないので、「六月晦大祓祝詞」によつて、記・紀の天石屋戸神話との対比を行いたい。

「六月晦大祓祝詞」は以下の構成となつている。

一、大祓の場に参集する皇族・臣下に対する祭儀開始の宣言。

二、朝廷に仕える臣下の犯した罪を大祓の祭儀で清める宣言。

三、皇御孫を豊葦原水穗國に降すに際し、天之益人の犯した天津罪・國津罪は祝詞の奏上により消滅するとの大祓祭儀の趣旨説明。

四、遣る罪も祓戸四神により、山から川を伝い海を経て根國・底之國へと運ばれて、天下四方の罪は消滅するとの大祓祭儀の趣旨説明。

五、四國卜部への、祓への命令。

この中で、記・紀の天石屋戸神話と対比すべきなのは、趣旨説明の前半にあたる三の部分である。

前掲の表に示されるように、「六月晦大祓祝詞」で天津

罪として挙げられる八種の罪に、スサノヲの乱行の内容と一致するものがある。その数は日本書紀一書第二・第三が最も多くそれぞれ五種、古事記と日本書紀本文が四種、一書第一が一種である。従来は、この点を主な根拠として天石屋戸神話が天祓の祭儀に基づいて発想されたということが論じられてきた。しかし「六月晦大祓祝詞」は、降臨神話の文脈で語られている点に、先ず注意しなければならぬ。アメノイハヤド神話との関連を窺わせる

八百萬の神等を神集へ集へたまひ、神議りたまひて、の表現が見られるものの、神々を集えたのはオモヒカネノカミではなく「皇親神ろき・神ろみの命」なのである。

さて文脈を追うが、豊葦原水穗國には天之益人の犯した天津罪・國津罪が満ちており、それらの罪を取り除いて皇御孫を降す条件を整える必要があるという訳である。「六月晦大祓祝詞」には、八種の天津罪が生じた状況についての記述が一切みられない。従ってこれらは、祭祀に関する罪ではなく、単に農業の妨害という性質¹⁸⁾以外は認め得ない。

更にこの祝詞には、天津罪に続いて十四種の國津罪が併記されている。仲哀記には、天皇が託宣に不信感を抱いて死に至り、そこで生じた神罰が先の表にあるように十種記されるが、うち五種ずつが「六月晦大祓祝詞」の天津罪・

國津罪と対応している。この祝詞の國津罪は、神の怒りを招く不倫・殺人・傷害行為とその結果の病患・災禍という青木紀元氏による性格づけがなされている。概ね従うべきと思われるが、青木氏は「死之膚斷」「生之膚斷」と書かれた祝詞の古注釈を根拠に、「死膚斷」「生膚斷」をそれぞれ殺人・傷害行為と分類されている。前者の解釈は、語構成から考えて無理があるように思われる。「賊盜律」には、

凡そ死屍を殘害し、謂はく、焚き焼き、支解せる類をいふ。及び屍を水中に棄てたらば、各鬪殺の罪に五等減ぜよ。

とあり、「支解」は四肢を切り離す意である。「死膚斷」の解釈は、このように律令にも規定された、死体を傷つける罪にあたるものと解するのが自然だろう。

「六月晦大祓祝詞」の「天津罪」「國津罪」は、祭祀の妨害という性質のものではないことが確認された。記・紀の天石屋戸神話のスサノヲの乱行の罪とは、その性質に大きな隔たりがあると言わなければならない。

当該の祭儀と神話を結び付ける他の要因には、両者にチクラノオキドの記述があることと、罪が他界へ祓い遣られるという発想が神ヤラヒのそれと類似していることの二点がある。これらも順次比較してゆくことにする。

「六月晦大祓祝詞」のチクラノオキドについての記述

は、

天つ金木を本うち切り末うち断ちて、千座置座に置き足はして、

となつてゐる。「千座置座」に置くものは、神を慰撫するための「木の上下を切り去つて、中間をちいさく切つ」たものである。国家的行事である大祓の祭儀において扱われるのは、人々が国中で一定期間に犯した罪の集大成であるから、その償いは当然個人には帰されることはない。したがつてこの「天つ金木」は、スサノヲが乱行の罪を贖うために差し出した、自らの髭(記)・手足の爪(記)・紀本文、一書第二、三)・髪(紀本文・唾・洩(紀一書第二))とは性質が異なると言ふべきだろう。

前節で確認したように神ヤラヒは、記・紀の双方の文脈で罪とは無関係であり、スサノヲ自身の資質に起因するものであつた。対する「六月晦大祓祝詞」では、チクラノオキドを科しただけでは罪が完全に消滅せず、遺された罪を祓戸四神の力によつて、川から海を経て根の國・底の國という他界へ追い遣るといふ筋書きである。発想上の類似はあつても、内容的な一致点は見られないのである。

以上「六月晦大祓祝詞」の記述に従い、天石屋戸神話におけるスサノヲの乱行・チクラノオキド・神ヤラヒの三点は、ことごとく大祓の祭儀の概念とは対応していないこと

を確認した。記・紀の天石屋戸神話は、いずれも祭儀としての大祓について一切言及しておらず、その起源も語つてはいない。古事記の場合は、仲哀天皇の条に「國の大祓」の起源が語られており、日本書紀では天武五年八月の「大解除」が初出である²⁰。この点からも、記・紀の天石屋戸神話を大祓の起源譚としての祭儀神話と捉えることの誤りは明白であろう。

いっぽう「六月晦大祓祝詞」は、言うまでもなく大祓の祭儀の場で神に奏上する目的で作られたものである。その際に、当該祭儀の起源を高天原に求め、降臨神話の文脈の中に、大祓とは全く無関係の天石屋戸神話の内容を盛り込んで纏めたものと考えられる。そのような意味において「六月晦大祓祝詞」は、記・紀神話を祭儀神話化したテキストと性格づけられるのである。

三

テキスト編成の問題として、記・紀神話の祭儀神話化を考える場合に、先ず想起される文献に『古語拾遺』がある。『古語拾遺』の天孫降臨神話は、一書の組み立て直しによつて日本書紀を再構成したものであるが、そこに神器を持ち込むことで、降臨する天孫の正統性をアマテラスが保障するという古事記の文脈が引き込まれていると指摘

される。⁽²³⁾ 神器を通して、記・紀の天孫降臨神話が一元化され、更に、初代天皇神武の即位儀に天璽劔鏡の授与を記載することで、記・紀には存在しない神器の神話が創作されているのである。⁽²⁴⁾

『古語拾遺』の天石屋戸条も、同様の観点から捉え直してみたい。注目されるのは、スサノヲの乱行を列挙した後付された以下の割注である。

如此る天罪は、素戔嗚神、日の神の耕種ります節に当りて、竊かに其の田に往き串を刺し相争ふ。種子を重播く。畔を毀ち、溝を埋み、樋を放つ。新嘗の日に当りて、尿を以て戸に塗る。織室にます時に当りて、生ける駒を逆剝にして、室の内に投る。此の天罪は、今の中臣の祓詞なり。蚕織の源は、神代に起れり。

「中臣の祓詞」とは「大祓えの詞で、中臣がとなえた」⁽²⁵⁾ものを示していると解される。この割注には、天石屋戸神話を大祓の祭儀と結び付ける『古語拾遺』の立場が明示されている。

また引用の割注で注意すべき箇所は、スサノヲの行為を「天罪」とする記述である。「天罪」は、言うまでもなく「國罪」に対するものであり、記・紀には全く見られない概念である。「天罪」「國罪」の分類は、記・紀神話を祭儀神話化する際になされたと考えられるのではないか。記・

紀の天石屋戸神話は、明らかに高天原（紀は「天」）を舞台としており、スサノヲの乱行の罪をとりたててこのように分類する必要がないからである。

表からは『古語拾遺』が「天罪」として列挙する毀畔・埋溝・放樋・重播・刺串・生剝・逆剝・屎戸という内容が、「六月晦大祓祝詞」「新撰龜相記」に「天津罪」として記される八種と表記こそ違え完全に一致していることがわかる。記・紀所載のスサノヲの乱行は、天石屋戸神話が大祓と結び付けられ祭儀神話化を果たす過程の早い時期に統合整理され、この「天津罪」八種として定着していたものと推定される。

『古語拾遺』の天石屋戸神話は、本文に限って言えば大祓とは結び付けられてはいないが、スサノヲの乱行に関しては記・紀神話の統合化が見られる。そこへ、スサノヲの乱行が大祓の場で奏上される「中臣の祓詞」に言う「天罪」にあたりと説くこの割注を付すことで、『古語拾遺』の天石屋戸神話は祭儀神話化を果たす様相を呈し始めている。この現象には、天孫降臨神話が神器の神話という面を付与されて即位儀礼と結び付けられることと同様の性質を見て取らなければならない。

四

記・紀の天石屋戸神話がもとにあつて、それに祭祀としての大祓が結びつけられてゆくという方向性を見てきたわけである。この流れは、『新撰龜相記』の記事を検討することによつて更に確認することができる。

A 須佐命啓ししく「我が心清み潔し。」と。此のことに修奢て還りて悪しき行と壞畔、埋溝、樋放、額蒔、串刺「天神の營りたまへる田を犯す所の罪」、屎戸「天神の大營聞こし食す殿戸に矢を放つ也」此くの如く悪しき行をす。(四五六〜四五七行)

B 八百萬神共に議りて素戔命に、千座置戸を買せて「稜へつ物の惣称也」亦髮手足の爪を切りて其の罪を贖は令め、神掃ひ逐ひ棄つ。「古在稜へは行はず」稜へ、吉き稜へ二種ありて、悪しき稜へは行はず」今大稜の祝詞に云はく、天津罪は畔放、埋溝、樋放、頻蒔、串刺、生剝、逆剝、屎戸、此れは素戔命天上の悪行。國津罪は生膚斷「傷人」、死膚斷「殺人」、白人「白禿白癩也」、久美「癭腫之類」、母を犯す、子を犯す、母と子を犯す、子と母を犯す「雜犯姦也」、畜犯す罪、六畜之類、高鳥「恠也」、高津神災「霹靂神也」、爲蟲の罪「厭魅の呪咀」、天津蛟

名木、「人科犯す稜へ輪楮二枝此也」千座置一座「稜へつ物」、天津邵我穰「天上には菅を以てす、今麻を以てす」、師奈戸風「谷風」、朝之三霧、夕之三霧「朝夕之霧谷間に發つ」、索奈多理「瀧水」、凡そ稜への元は高天より興る。其の國津罪の興りは下條に見えたり。(四七五〜四八四行)

C 神、偽り言を爲せば神討せむ、天皇太后并びに建内足茂、大に畏れて回りて大麻「大稜戸毎に麻一条を取る此れ也。」を取りたまひ、生剝、逆剝、畔遊、埋溝、屎戸、上通、下通「上の條の母と子を犯す、子と母を犯す之罪此れ也。」を擇ぎ求め國の大稜「稜への興りは近在の御代也。」して、更に神の教を請ひて新羅を襲ひ訖へたまひぬ。(五二四〜五二七行)

見てきたように、記・紀の天石屋戸条には、大祓に関する記述は認められず、『古語拾遺』の同条で初めてスサノヲの乱行が「天罪」と明記されたのであった。

引用した『新撰龜相記』の天石屋戸条の特徴は、Bの部分に顯著に表れている。

今大稜の祝詞に云はく

の表現から、この記事が大祓の起源を示す祭儀神話の性質を具えていることがはっきりとわかる。祭儀神話化の度合

は、『古語拾遺』より更に進んだ段階を示していることになる。この点は、前節でもふれたが、天石屋戸神話が祭儀神話化される過程で生じた「天津罪」「國津罪」の分類が揃って書かれていることから確かめられる。

ここで言う「大稜の祝詞」とは、勿論『延喜式』所載の「六月晦大祓祝詞」そのものではなく、明らかにその原形と見られる。前掲の表によると、罪の内訳は「六月晦大祓祝詞」とほぼ一致しているものの、個々の表記には異同が認められる。Bの記述は「六月晦大祓祝詞」の原形に依拠して書かれたと見てよいだろう。

Bで「天津罪」「國津罪」に分類された罪の内訳は、それぞれ『新撰龜相記』の他の箇所の記事と一致していない。Bでは「天津罪」八種を、

此れは素戔命天上の悪行

と記しながら、Aのスサノヲの乱行は「生剝」「逆剝」を除く六種しか挙げられていない。「國津罪」も、

其の國津罪の興りは下條に見えたり。

の本文注の「下條」にあたる仲哀条を見ると「上通」「下通」の二種しか書かれていない。『新撰龜相記』の当該部分の述作者は、「六月晦大祓祝詞」の原形に基づくBの部分と他の箇所、罪の内訳の整合性はかる配慮はしなかったようである。

『新撰龜相記』述作者は特に「國津罪」の由来を記すことには殆ど関心を払っていないように見受けられる。その反面「國津罪」のうち記・紀には見られない「死膚斷」についてだけは、履中記のソバカリの記事を引用し、その末尾に、

故れ神態を行ひ、先ず解除を爲す。死之膚斷之れ此の由也。
(五一八行)

と書き添えているのである。

Bにおいても、先の引用のように、

死膚斷「殺人」

との割注を付しており、『新撰龜相記』が、「死膚斷」を殺人とする不自然な解釈を一貫して主張していることが窺われる。

このような姿勢が、どういった意識から生じたのかは不明である。但し、履中条の記事について言えば、Cの仲哀条の記事よりも前あり、順序が転倒してしまっている。また『新撰龜相記』割注の性質の一面を示すものとして、鎮火祭の起源を説く部分の次のような例が注目される。

埴山彦埴山彦「土器を掌る神今の壺也」(四二七行) 文脈上「埴山彦埴山彦」は、「壺」ではなく火を押さえて消す土砂を神格化した表現でなければならぬ²⁶。このように、本文の内容とは齟齬してしまうのは割注が付き

れる例が『新撰龜相記』には存するのであるから、Bの割注について疑ってみる余地が皆無とは言えないだろう。『新撰龜相記』が「死膚斷―殺人」説を主張する箇所は、いずれも問題点があるということは指摘しておきたい。

以上のように『新撰龜相記』においても、記・紀の天石屋戸神話の祭儀神話化ということが認められた。

五

記・紀の天石屋戸神話は、大祓の祭儀とは全く関わりが無いところで存在していたと見られる。それが受容される過程で関係づけられ、大祓の起源を語る祭儀神話化されてゆくことを確かめてきた。

最後にテキスト編成の観点から『新撰龜相記』の持つ意義についてもふれておきたい。

『新撰龜相記』四二四―四四四行には、鎮火祭起源の伝承が記載されている。古事記のイザナキの黄泉國神話を骨子とし、日本書紀からの引用を繋ぎ合わせる方法で形成されたと考えられる。本来農耕に対する火の効用を示す意味で書かれた水と土の神を、消火の道具としての水と土砂に見立てるといふ恣意的解釈を加えることで、記・紀の黄泉國神話を統合し、鎮火祭についての祭儀神話への変換が行なわれていた。

天石屋戸神話についても、モチーフのすりかえによって大祓の祭儀神話の性質が加えられていたのは前節で見てきたとおりである。ここでも、依拠していたのはあくまでも古事記の記述であった。「國津罪」に挙げられた「高津神災」「高鳥」「爲蟲之罪」の三種の罪に注目して表を見ると、それぞれ「六月晦大祓祝詞」の「高津神乃災」「高津鳥災」「蟲物爲罪」との対応関係を読み取ることができる。

「六月晦大祓祝詞」の原形から引用したのであるが、更にこの三種の「國津罪」の典拠は、神代紀第八段第六の一書の「鳥獸昆蟲之災異」に溯らせて考えることができるのではないだろうか。そうであれば、『新撰龜相記』が祝詞からの引用を通して古事記と日本書紀の一元化を行っていることになる。

鎮火祭と大祓は、中臣氏が職掌としており、『延喜式』の「鎮火祭祝詞」「六月晦大祓祝詞」は中臣氏の創作によるものと見られるが、この双方の祭儀には卜部が関与している。中臣氏配下の部民であった卜部が鎮火祭に職掌を得たのは、卜占の職掌柄祭儀に用いる忌火を扱いに長じていたためと考えられる。その一方で、卜部は早魃や病氣などの不都合が生じた原因となつて罪を卜定するというような形で大祓とも関わり始めたものと推定される。一般的な状況下で中臣氏が祝詞を創作したのとは別個に、卜部が自

らの関わる鎮火祭や大祓の祭儀神話を創作し、それが『新撰龜相記』に記載されたのであろう。

『新撰龜相記』は、更に天孫降臨神話に対しても祭儀神話を施している。「龜誓」からの引用という形で、五三六〜五六六行に太占（鹿卜）から亀卜への変遷を語るのだが、太祝詞命という記・紀をはじめとする他書には見られない神名を記して、あたかも卜部の始祖神話が、天孫降臨に結びついた形で存在したかのように見せているのである。これは天孫降臨神話を、卜占についての祭儀神話に変換したものと捉え直すべきであろう。

『新撰龜相記』の方法には、古事記の神話に日本書紀神話を直接、或いは祝詞を通して間接に取り込みつつ、祭儀と結びつけるといふ一貫した方向性が見られた。そのような意味で『新撰龜相記』は、記・紀の一元化によって祭儀神話を果たしたテキストの中に位置づけることができるのである。

註

- (1) 大林太良氏『日本神話の構造』一三八頁など
- (2) 武田祐吉氏『古事記説話群の研究』（著作集第三卷）二四六頁
- (3) 松本信広氏『日本神話の研究』（東洋文庫180）一

一八〜二〇頁など

- (4) 松村武雄氏『日本神話の研究』第三卷七六〜九一頁など
- (5) 三品彰英氏『建国神話の諸問題』一九五頁など
- (6) 神野志隆光氏『古代天皇神話の完成』（『國語と國文學』第七十三卷第十一号）
- (7) 註(4)前掲書五四頁など
- (8) 西郷信綱氏『古事記注釈』第一卷三一〜三頁
- (9) 三宅和朗氏『記紀神話の成立』三八頁
- (10) 註(8)前掲書三三三頁
- (11) 飯田勇氏『古代の〈罪〉と天皇・英雄・神話・物語』（『日本文学』第四十卷第六号）
- (12) 註(11)前掲論文二頁
- (13) 註(11)前掲論文八頁
- (14) 註(11)前掲論文八頁
- (15) 刑罰の意味を認める説には次田潤氏『古事記新講』一九頁など、認めない説は水林彪氏『記紀神話と王権の祭り』九〇頁などがある。
- (16) 西條勉氏『へ皇祖神Ⅱ天照大神』の誕生と伊勢神宮―古事記の石屋戸・降臨神話の編成―（『国文学論輯』第一五）
- (17) 高天原とクニとの世界関係については、神野志隆光氏『古事記の世界観』六〇頁参照。
- (18) 青木紀元氏『祝詞古伝承の研究』六頁
- (19) 註(18)前掲書一七〜一八頁

- (20) 武田祐吉氏『古事記 祝詞』(日本古典文學大系1) 四二五頁
- (21) 紀一書第二では「手足の爪」は「手端の吉棄物、足端の凶棄物」と書かれる。
- (22) 国家の行事としての大祓ではない、民間の「祓除」の記事は大化二年三月条にある。
- (23) 神野志隆光氏『古語拾遺』の評価『國文學』第三十九卷六号)
- (24) 註(23) 前掲論文
- (25) 西宮一民氏『古語拾遺』(岩波文庫) 一七頁
- (26) 拙稿『新撰龜相記』所載の鎮火祭祀起源の伝承について『国文学研究』第一〇七集 一九頁
- (27) 註(26) 前掲論文
- (28) 註(20) 前掲書三七四頁
- (29) 註(26) 前掲論文二二頁
- (30) 拙稿『新撰龜相記』と卜部氏の伝承形成』(『上代文学』第七十三号)
- (31) 註(6) 前掲論文

※ 本稿で引用した各文献の本文は、それぞれ以下によった。
『古事記』『日本書紀』『六月晦大祓祝詞』—日本古典文學大系、『古語拾遺』—岩波文庫、『新撰龜相記』—神道大系を私に書き下したもの、但し行数は神道大系の底本である東京大学宗教学研究室蔵舜舜自筆本に拠る、律令—日本思想大系